

新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区広告掲載ガイドライン（平成26年4月1日26新総合行第8号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、新宿区夏目漱石コンクール作品集（以下「コンクール作品集」という。）広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、夏目漱石コンクール作品集広告掲載の意義はガイドライン第2条第2号に規定する広告掲載をいう。

(コンクール作品集広告掲載の募集)

第3条 文化観光産業部長（以下「部長」という。）は、コンクール作品集広告掲載を募集しようとするときは、次に掲げる事項を明示してこれを行うものとする。

- (1) ガイドライン第4条から第8条までに規定する基準（以下「広告掲載基準」という。）の概要
- (2) 第8条第1項に規定する掲載料
- (3) その他部長が必要と認める事項

(コンクール作品集広告掲載の申請)

第4条 コンクール作品集広告掲載を希望するものは、新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、部長に提出するものとする。

- (1) コンクール作品集広告掲載の内容を明らかにする書類
- (2) その他部長が必要と認める書類

(コンクール作品集広告掲載の決定等)

第5条 部長は、前条の規定によるコンクール作品集広告掲載の申請（以下「掲載申請」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる要件について、当該掲載申請の内容を審査し、コンクール作品集広告掲載の可否を決定する。この場合において、当該審査は、掲載申請の順（これにより難い場合は、抽選その他の適宜の方法による順）により行うものとする。

- (1) 当該掲載申請の内容がガイドライン及びこの要綱に適合していること。
- (2) 当該掲載申請を行ったものが新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載申請書の同意欄に署名していること。

2 部長は、前項の規定による審査の結果、コンクール作品集広告掲載を可とする決定（以下「掲載決定」という。）をした場合には新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載決定通知書（第2号様式）を、コンクール広告掲載を否とする決定をした場合には新宿区夏目漱石コンクール作品集広告不掲載決定通知書（第3号様式）を、それぞれ通知するものとする。

3 部長は、掲載決定するときは、当該掲載決定に必要な条件を付することができる。

(コンクール作品集広告掲載の方法)

第6条 コンクール作品集広告掲載は、コンクール作品集に、掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）の広告を掲載するものとする。

2 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サイズ 1頁（縦256mm×横170mm）、1/2頁（縦126mm×横170mm）、
1/4頁（縦126mm×横83mm）のいずれか
- (2) 色 モノクロ
- (3) ファイル形式 Word、Excel、JPEG 形式のいずれか（アニメーション形式の
ものを除く。）

（広告データの提出等）

第7条 広告主は、広告データを作成し、部長の指定する日までに、部長に提出するものとする。

2 広告のデータは、前条2項に規定する規格を満たすほか、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 広告主の業務又は紹介を主たる目的としていること。
- (2) 広告掲載基準を満たすものであること。
- (3) 区が進めるユニバーサルデザイン化に配慮されていること。

3 広告にリンク先のウェブページを掲載する場合は、前項各号に定める要件を準用する。

4 部長は、広告及び広告に掲載されているリンク先のウェブページ（次項において「広告データ等」という。）が前2項に規定する要件を満たさないときは、当該要件を満たすものとなるように修正を求めるものとする。

5 広告データ等の作成及び修正に要する経費については、区は、一切負担しない。

（掲載料）

第8条 コンクール作品集広告掲載の料金（以下「掲載料」という。）は、1件につき、次に掲げるとおりとする。

- (1)A4 片面 1頁（縦256mm×横170mm） 5万円
- (2)A4 片面 1/2頁（縦126mm×横170mm） 3万円
- (3)A4 片面 1/4頁（縦126mm×横83mm） 2万円

2 前項の規定にかかわらず、部長は、特に必要と認めたときは、掲載料を減額することができる。

（掲載料の徴収）

第9条 区は、広告主から、期日を指定して前条に規定する掲載料を徴収するものとする。

（掲載決定の取消し等）

第10条 部長は、次の各号のいずれかの場合には、掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が偽りの内容により掲載申請を行う等不正の手段によって掲載決定を受けたとき。
- (2) 広告主が掲載決定の内容と異なる広告を行い、または掲載決定時に付された条件を遵守しなかったとき。

- (3) 広告主が新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載取下げ申出書(第4号様式)によりコンクール作品集広告掲載を取り下げる 것을申し出たとき。
- (4) 広告主が第7条第1項の規定による提出を行わないとき。
- (5) 広告主が第7条第4項の規定による修正の要求に応じないとき。
- (6) 広告主が第9条の規定による掲載料の徴収に応じないとき。
- (7) 広告主が第12条の規定による書類の提出に応じないとき。
- (8) 第1号、第2号及び第4号から前号に掲げる場合のほか、広告主がこの要綱に違反したとき。
- (9) その他部長が特に必要と認めるとき。

2 部長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、当該取消に係る広告主に対し、新宿区夏目漱石コンクール作品集広告掲載決定取消通知書(第5号様式)を通知するとともに、コンクール作品集広告掲載を行わないものとする。

3 区は、第1項の規定による掲載決定の取消しにより広告主に損害が生じても、その賠償を行わないものとする。

(掲載料の返還)

第11条 区は、前条第1項の規定により掲載決定を取り消したとき(同項第6号により取り消した場合を除く。)は、当該掲載決定に係る広告主に対し返還するものとする。

2 前項の規定による返還に際しては、利子を付さないものとする。

(書類の提出)

第12条 部長は、コンクール作品集広告掲載が広告掲載基準に適合していない等の疑義が生じたときは、当該広告主から必要な書類の提出を求めることができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、コンクール作品集広告掲載の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載決定に係るコンクール作品集広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補足)

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。